

文化財建造物の修理用資材の確保に向けて

―これまでの取り組みと今後の課題―

はじめに

平成十八年度に「ふるさと文化財の森システム推進事業」（以下「ふる森事業」という。）が開かれ、一〇年が経過した。この間、文化財建造物に関し、良質な修理用資材の確保に向けて設定した資材供給林である「ふるさと文化財の森」（以下「ふる森」という。）は、全国三二府県六八地区まで広がりをみせた。文化財修理の現場公開や、資材採取に関する普及啓発活動についても、これまで五一の活動を支援してきた。近年では、文化庁と林野庁が国産漆の確保に向けて連携を図る等、文化財建造物の修理とその資材確保を軸に、地域活性化の役割も期待されつつある。

そこで、本特集では、文化庁におけるこれまでの文化財建造物の修理用資材の確保に向けての施策を振り返り、今後の「ふる森事業」の展望について考えてみたい。

一 修理用資材に関する課題と実態調査

我が国の有形文化財のほとんどは木、紙、漆等の脆弱な材質、構造でつくられており、それらの大部分は、繰り返し修理を重ねることによって今日まで保存されてきた。将来にわたって文化財を保存していくためには、今後も定期的

な修理が必要であり、修理用の資材と技術を継承していく必要がある。

特に建造物の場合、修理にあたって繕ったり、取り替える部材については、当初と同じ材種、品質の資材を用いることを原則としている。しかし、市場での入手が困難な長大径材や、特殊な資材が必要な場合、これらの資材の入手が修理の適否を決定付けることもある。また、檜皮ひわだ、柿かき、茅といった植物性の屋根葺材の場合、二〇年から三〇年の周期で定期的な葺替工事を行うことから、毎年一定量の資材を確保する必要がある。

これら、文化財建造物の修理用資材については、かつては文化財に限らず一般の建設工事においても使用され、十分な規模の市場が成立していたものがほとんどである。しかし、第二次世界大戦後の高度成長期を通じて建設現場の状況がかわり、文化財用の資材は次第に一般には用いられない特殊な材料となってきた。やがて、昭和四十年代に入ると、修理用資材の確保は、文化財の維持にとつて致命的な問題となりかねないとの危機意識が生まれた。

この状況を踏まえ、文化庁として初めて建造物関係の資材や用具の実態把握に取り組んだのが、「文化財修理用資材需給等実態調査」である。昭和五十年から平成元年にかけて、植物性

文化庁参事官 (建造物担当)

材料、鉱物性材料、和紙、顔料、畳材料の需給状況が調査された。

その後、資材、特に檜皮に関して広く世間の耳目を集めたのが、平成十年の台風七号による文化財の被害である。とりわけ、奈良の室生寺の五重塔が倒木によって被災し、その痛々しい姿が全国の注目を集めたとき、檜皮の不足で復旧が遅れていることが知られると、大きな社会的関心を呼んだ。実際、この頃から多くの修理現場で檜皮の確保が困難となる等、檜皮不足が深刻な問題として顕在化するようになった。

そこで、改めて「文化財を支える用具・原材料の確保に関する調査研究協力者会議」を設置し、平成十年から十二年にかけて修理にかかるとし用具原材料の悉皆的な状況調査を行うこととした。対象は、石材、木材、檜皮、稲藁、壁土、顔料・膠、漆、茅、ペンキの九分野に及び、それぞれ調査員を委嘱して調査を行った。

これらの調査の結果、木材に関しては大径材の不足がみられ、樹種としてはマツの不足が顕在化した。屋根葺の材料としては、やはり檜皮の不足が喫緊の課題であり、また、本来は身近に得られる葺材として利用されてきた茅についても、遠隔地から調達せざるを得ないようなケースも生じてきたことが明らかとなった。

二 「ふるさと文化財の森構想事業」 始動

修理用資材の確保に向け、本格的な対策を講じるために開始されたのが「ふるさと文化財の森構想事業」（以下「構想事業」という。）である。資材供給林選定調査、研修及び普及啓発施設整備、資材採取等研修を三つの柱とし、平成十三年から十七年まで行われた。

まず、資材供給林選定調査は「財団法人文化財建造物保存技術協会」（当時）に調査を委託し、平成十三年のヒノキ及び檜皮を皮切りに、檜皮や長大径材の生産、流通実態の調査、さらにアカマツ、ケヤキ、あるいはクスノキ、クリ等の広葉樹、及び茅の需給調査に五か年をかけた。

毎年文化財修理に使用される資材の需要量と、供給地の生産状況を実査し、必要な資材の一〇分の一度を文化庁が設定する資材供給林、すなわち「ふる森」から供給するという目標を立てた。また、資材供給林として設定する際の要件も併せて検討し、供給林の候補リストも整えた。

次に、研修及び普及啓発施設整備は、資材採取に係る研修と普及啓発の拠点施設（通称「ふるさと文化財の森センター」として計画され、平成十四年の京都市（京都府）の「京都市文化財建造物保存技術研修センター」をはじめ、下郷町（福島県）、金沢市（石川県）、小浜市（福井県）、河内長野市（大阪府）、山南町（兵庫県）の全国六か所で建設された。これらのセンターは近隣で設定された「ふる森」と一体となり、地

域の拠点施設として活用されている。

最後に、資材採取等研修事業としては、檜皮の採取技能者の育成を目的に、檜皮茸の分野で選定保存技術保存団体に認定されている「公益社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会」（以下「社寺屋根」という。）に委託し、檜皮採取の研修事業を行った。

この檜皮採取研修については、若干詳しく説明しておきたい。

当時、檜皮不足の問題は、大きく分けて採取技能者の減少、高齢化と、採取可能なヒノキ林の減少という二つの側面があった。従来、檜皮の採取は、採取技能者（原皮師という。）と山林所有者の信頼関係によつて、山林の管理と半ば一体となつて行われてきた。しかし、森林経営形態の変化に伴い、このような慣習的な関係は維持が困難となり、檜皮採取時期の前に伐採されてしまうような事例も増えた。さらに、山林所有者のなかに檜皮の採取を避ける傾向が出てきたことも状況に追い討ちをかけた。採取技能者は、もはや絶滅の危機を迎えていたのである。

このため、従来、檜皮を採取する技能者として、檜皮を茸く技能者はそれぞれ別の職能として分業体制が敷かれていたが、この研修では、屋根葺施工業者が自ら檜皮採取技能者を育成する試みを始めた。すなわち、屋根葺技能者が自分たちの葺材の確保に向け、檜皮採取という伝統技術の継承に乗り出したのである。

檜皮採取林も、国有林や社寺境内林等、従前の檜皮採取技能者とは別の山林を新たに開拓し、「社寺屋根」の会員が管理でき、安定的な

供給が図れる資材供給林を確保することとした。

三 ふるさと文化財の森システム推進事業

そして、いよいよ平成十八年度からは、これまでの五年にわたる「構想事業」の成果を踏まえ、資材供給林である「ふる森」の設定、普及啓発活動支援、資材採取等研修の実施による「ふる森事業」を展開することとした。

「ふる森」とは、文化財の修理に優先的に資材を供給する資材供給林であることが第一だが、資材に関する普及啓発活動の拠点となる森であり、新たな文化財保護の対象とすることがもくろまれた。

平成十八年度の初年から、岩手県の二戸市の



「ふる森」の設定第一号（岩手大学滝沢演習林・岩手県）

ふるさと文化財の森一覧

種別	名称	所在地
1	漆	浄法寺漆林
2	木材	アカマツ
3	木材	スギ・ヒノキ
4	木材	クリ
5	茅	ススキ
6	茅	ススキ
7	茅	ススキ
8	漆	山形市村木沢漆林
9	漆	長井市草園漆林
10	漆	西川町漆林
11	木材	スギ
12	茅	ススキ
13	木材	スギ
14	茅	ススキ
15	木材	スギ・ヒノキ
16	茅	ススキ
17	木材	サワラ
18	木材	スギ・ヒノキ
19	茅	カリヤス
20	茅	カリヤス
21	茅	カリヤス
22	楡皮	羽賀寺境内林
23	楡皮	明通寺境内林
24	楡皮	大蔵神社境内林
25	茅	ススキ
26	楡皮	おおひ町楡谷地区ヒノキ林
27	楡皮	雲峰寺境内林
28	楡皮	茂閑神社榊山宮神社境内林
29	茅	カリヤス
30	楡皮	日童峰寺境内林
31	木材	クスノキ
32	茅	ススキ
33	木材	スギ・ヒノキ
34	楡皮	新城市昭興木村スギ・ヒノキ林
35	木材	貴夜神社境内林
36	木材	比ノキ
37	木材	比ノキ
38	木材	スギ・ヒノキ
39	茅	ヨシ
40	茅	ヨシ
41	楡皮	西の湖近江八幡産産組合敷地
42	楡皮	西の湖佐々木土地敷地
43	楡皮	五原寺境内林
44	楡皮	夜久野丹波漆林
45	楡皮	観心寺境内林
46	楡皮	金剛寺境内林
47	楡皮	金剛寺境内林
48	茅	ススキ
49	楡皮	意賀栗神社境内林
50	木材	岩山茅場
51	茅	吉田谷のヒノキ
52	楡皮	川上村有スギ・ヒノキ林(下多古地区)
53	楡皮	金剛峯寺寺有林
54	楡皮	智頭町有スギ林
55	木材	日名倉山茅場
56	楡皮	吉川八幡宮境内林
57	楡皮	八幡神社境内林
58	楡皮	大相神社境内林
59	楡皮	岡山県有スギ・ヒノキ林(御大記念林)
60	楡皮	西上山林組合ヒノキ林
61	木材	備後備野・草園
62	茅	京都大学徳山試験地
63	楡皮	岩国市倉谷寺有林(錦帯橋備蓄林)
64	楡皮	中津峰山ヒノキ林(中津家山林)
65	木材	大川原アカマツ林(西宮家山林)
66	茅	ススキ
67	い草	京柱茅場
68	い草	西予市明石寺ヒノキ林
69	い草	九州大学福岡演習林ヒノキ林
70	い草	九州大学福岡演習林クスノキ林
71	い草	扇島林業スギ・ヒノキ林
72	い草	八代地域の奇種
73	い草	四家地域七島い草
74	い草	岩手県二戸市
75	い草	岩手県岩手郡滝沢村
76	い草	岩手県岩手郡平石町
77	い草	岩手県二戸市
78	い草	岩手県胆沢郡金ヶ崎町
79	い草	岩手県遠野市
80	い草	宮城県石巻市
81	い草	山形県山形市
82	い草	山形県長井市
83	い草	山形県西村山郡西川町
84	い草	山形県鶴岡市
85	い草	福島県南会津郡下郷町
86	い草	福島県大沼郡三島町
87	い草	茨城県つくば市
88	い草	茨城県常陸太田市
89	い草	栃木県鹿沼市
90	い草	埼玉県秩父市
91	い草	神奈川県秦野市
92	い草	富山県南砺市
93	い草	富山県南砺市
94	い草	石川県金沢市
95	い草	福井県小浜市
96	い草	福井県小浜市
97	い草	福井県越前市
98	い草	福井県小浜市
99	い草	福井県大飯郡おおい町
100	い草	山梨県甲州市
101	い草	山梨県笛吹市
102	い草	長野県北安曇郡小谷村
103	い草	岐阜県関市
104	い草	静岡県賀茂郡南伊豆町
105	い草	静岡県富士宮市
106	い草	愛知県新城市
107	い草	愛知県豊橋市
108	い草	三重県北牟婁郡紀北町
109	い草	三重県北牟婁郡紀北町
110	い草	三重県多気郡大台町
111	い草	三重県亀山市
112	い草	滋賀県近江八幡市
113	い草	滋賀県近江八幡市
114	い草	京都府福知山市
115	い草	大阪府河内長野市
116	い草	大阪府河内長野市
117	い草	大阪府泉佐野市
118	い草	大阪府河内長野市
119	い草	大阪府河内長野市
120	い草	奈良県吉野郡川上村
121	い草	和歌山県伊都郡高野町
122	い草	鳥取県八頭郡智頭町
123	い草	兵庫県佐用郡佐用町、岡山県美作市
124	い草	岡山県加賀郡吉備中央町
125	い草	岡山県加賀郡吉備中央町
126	い草	岡山県加賀郡吉備中央町
127	い草	岡山県津山市
128	い草	岡山県津山市
129	い草	広島県福山市
130	い草	山口県周南市
131	い草	山口県周南市
132	い草	山口県岩国市
133	い草	徳島県徳島市
134	い草	徳島県東部郡河内村
135	い草	徳島県三好市
136	い草	愛媛県西予市
137	い草	福岡県糟屋郡久山町
138	い草	福岡県糟屋郡久山町
139	い草	長崎県雲仙市
140	い草	熊本県九代市
141	い草	大分県国東市

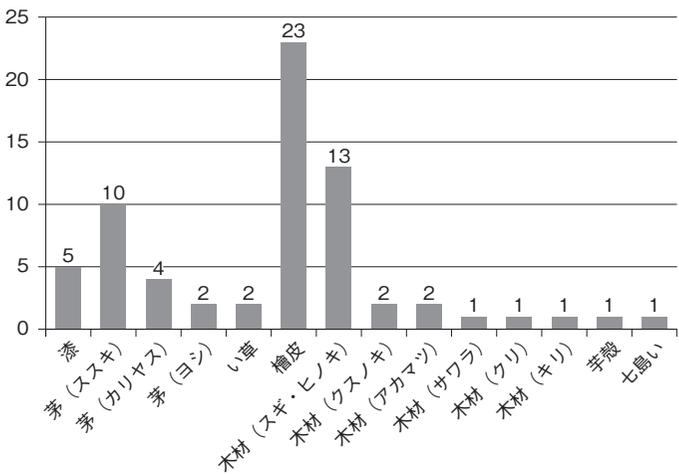
漆、同県滝沢村のアカマツ、福島県下郷町の茅、福井県小浜市や岡山県吉備中央町の楡皮等、計八地区について設定した。その後も着実に設定を重ね、現在の六八地区の設定に至る。設定の手順は以下である。

まずは、それぞれの材種別に設定の要件を策定した。例えば楡皮の場合、胸高の直径が三〇センチメートル以上の楡が数百本単位で存在し、短期の皆伐計画がなく、楡皮の採取に制限がないこと、設定地の面積や出荷数量、時期について情報提供ができること、等が要件である。

この設定要件にかなう候補地を、都道府県教育委員会を通じて情報照会し、「ふる森事業」のために設置された専門委員会の助言に基づき、地域、材料、所有(管理)形態のバランス等を考慮しながら設定している。

設定された森は、毎年管理台帳を更新している。すなわち最新の管理計画をはじめ、鳥獣害や病虫害による被害、「ふる森」を主体とした各種活動の実績、さらに採取した資材の修理現場への供給状況等の情報を更新している。現在のところ過去の実績を含め、平成二十七年年度ま

材種別の設定数(平成28年9月現在)



でに設定された六二地区のうち、二五地区から文化財修理現場への供給実績がある。

さらに設定された森には、説明板を設置するほか、平成二十三年度からは、管理業務にかかる経費についても支援できる制度を整えた。茅場の除草や山焼き、山林の通路整備や間伐等への支援を毎年六件程度行っている。

それでは、設定された森の実態をみていこう。設定地については楡皮が二三地区と突出している。新たに設定されたヒノキ林については、「社寺屋根」が行う楡皮採取研修等で利用してもらい、今後の継続的な楡皮採取の道筋をつけ

ている。社寺境内林等、すでに「社寺屋根」の会員によって採取実績のあるヒノキ林を改めて設定することも増えてきた。

木材については二二地区ある。スギ、ヒノキが一三地区と多く、アカマツ、クスノキがそれぞれ二地区、荳穀や七島い、クリ、サワラ、キリは一地区の設定がある。今後はマツ等入手が困難な材種や、竹等未設定の資材についても設定候補を発掘していきたい。

茅は現在一六地区の設定があるが、地域に偏りがあり、東北と中部で設定地のほとんどを占めている。一方、中国、四国、九州に設定地がなく、実際、九州の茅葺の現場に富士山麓の御殿場から茅が運ばれている実態がある等、近隣地域からの供給を前提とした茅葺のシステムが成立していないことが指摘されている。設定地のない地域に茅場の設定がのぞまれる。

次に、普及啓発活動支援は、修理に必要な資材や、資材に携わる技能者に関する普及啓発活動や、実際の保存修理現場の公開等を通じ、文化財修理用資材に関する広範な理解を得ることとしている。これまで、原材料に関するシンポジウムや、採取のワークショップ、保存修理現場の公開等、多様な活動が行われてきた。

最後に、檜皮の採取研修は、「構想事業」から引き続き実施している。

この研修により、「社寺屋根」に会員登録された檜皮採取技能者は三〇名ほどを数えるようになった。なかには屋根葺と兼務する技能者が育成される等、会員各社で採取技能者を抱え、自社で必要な檜皮を確保することが技術的に可

能となった。また先述のとおり、「ふる森」に設定されたヒノキ林を中心に供給地も確実に増加し、檜皮自体の供給も安定化してきた。

このように、檜皮採取技能者が養成され、新たな檜皮採取林も確保され、檜皮葺の建造物の修理において、一定の品質の檜皮供給が安定的に確保されるように至った。このことは「構想事業」から続く「ふる森事業」最大の成果といっても過言ではない。

おわりに―文化財建造物の資材の未来―

「ふる森」の設定地は増加し、檜皮の安定的な供給が図られるようになる等、事業の成果は着実にあがっているが、課題も少なくない。

まずは、「ふる森」から、必ずしも修理の現場に供給されていない現状がある。

本来は、不足している資材の供給情報を修理現場に提供することで、資材の安定確保を図ることが重要である。しかし、現状は、茅や檜皮等を毎年確実に修理現場に供給している数件の森をのぞき、積極的な資材の供給は図られていない。市場原理に介入することは慎まなければならぬが、規格外の資材である長大径材や、檜皮やサワラ、さらに民家に使われる広葉樹林等については、例えば、文化庁ホームページの「ふる森事業」のサイトに採取や供給の時期や量等の情報を公開していくような仕組みが求められる。

また、修理用資材で入手が困難なものは植物性の材料だけではない。例えば石材は、各地の石切場が閉鎖される中、類似する他の産地の石

を補足材として使用せざるを得ない。伝統的な土壁、砂壁の材料である土や色砂、また、瓦を焼くための粘土も枯渇しつつあり将来が危ぶまれている。これら鉱物性の材料についても、供給地を保護し、修理現場に確実に供給される仕組みを考える時期にきている。

さらに理想をいえば、修理用資材の確保の問題は、修理技術の継承と同等の課題であることから、本来は、選定保存技術のように文化財保護法の体系の中で保護されるべきである。法律によって保護すべき材種、供給林の特定ができれば、供給林の管理に一定の規制や情報提供を義務付けるかわりに、資材採取技能者の養成や、施業管理等についての支援が担保されることだろう。

最後に、文化財建造物の保存修理そのものを通じた普及啓発、あるいは地域活性化についても考えていく必要がある。幸い近年では、文化財の活用や、自然環境の保全への興味の広がりに伴い、「ふる森事業」とも親和性が高いNPO等による活動が多様に展開している。これらで以上の幅広い分野の人々の参加を促すためにも、これらの活動と積極的なコラボレーションが必要である。

今後も「ふる森事業」を通じ、文化財保護に対する理解や、自然環境の保全、そして資材採取を通じた地域の活性化が求められている。

(文化庁参事官(建造物担当)文化財調査官・田中禎彦)